

第六十三回 参議院社会労働委員会会議録第十五号

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

午後二時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐野 芳雄君
理事 上原 正吉君
鹿島 俊雄君
吉田忠三郎君
渋谷 邦彦君

委員

高田 浩運君
徳永 正利君
山崎 五郎君
山下 春江君
占部 秀男君
大橋 和幸君
中村 英男君
柏原 ヤス君
中沢伊登子君

国務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

政府委員

厚生政務次官 橋本龍太郎君
厚生大臣官房長 戸澤 政方君
厚生省児童家庭局長 坂元貞一郎君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○心身障害者福祉協会法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委

員会を開会いたします。

心身障害者福祉協会法案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言願います。

○大橋和幸君 きょうは、この法案についていろいろ御質問をしたいと思います。この法案が、その初めに、政府は心身障害児あるいは者、こういうものに對する総合対策をどのように進めていかれる考えか。

ことに、また伺いたいのは、いろいろ身体障害者、児あるいはまた精神等あるわけですが、これを分けてみて、一体どのくらいの数があるか、そういうこともあわせて聞いておきたいと思ひますので、その実際の状態と、そうしてその数なんかについても説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 大臣が衆議院の本会議に出ております関係上、便宜、私から答弁させていただきます。

いま先生から御指摘になりました二点のうちで、数字につきましては、あとで局長からこまかく申し上げさせていただきます。

率直に申し上げまして、心身障害児、心身障害者対策というものは、今日まで必ずしも日のあたる場所に置かれてきたとは申せません。御指摘のとおり、心身障害と一言に言ひましても、非常に幅が広く、多くの障害があります。本来ならば、その心身障害の種類、またその程度、さらに理想的なことを言うならば、年齢までも含め、それぞれに應じた施設が完備することが一番望ましいわけでありまして、必ずしも今日までそうした施設を十分つくってまいったということが申し上げられないのは非常に残念であります。しかし、近年、こうした問題に対する関心が非常に社会的にも高まりましたおかげで、まず、現在御審議をいただくとその法案のもとになりました、群馬県の高

崎に国立のコロニーをようやく設置し得るところまで状況が進んでまいって来たわけでありまして。

これととも、本来、独立自治の困難な重度の障害者、その種別を問はず、重度の障害者に対してはそういった施設をもっとたくさん必要であることは言うまでもありませんが、そのごく一部をカバーするものとしたしまして、言わば、その一つのいしずえがここで築かれたと申し上げられる程度のものではあります。ただ、こうしたものが社会的にも御理解をいただき、つくられるようになりまして、ただ、私どもは、非常にうれしく思ひます。このコロニーの建設に刺激されて、各地方自治体あるいは民間におきまして、こうした施設を漸次整備したいという声が高まっております。今後、こうした関係者の方の御意見も伺ひながら、私どもとしても、そうした動きをできるだけ予算面においても助けてまいりたい、そのように考えております。

○政府委員(坂元貞一郎君) 後段のほうの御質問の心身障害者の現状でございますが、まず、精神薄弱者というものにつきましては、これは若干資料が古ございしますが、四十一年の当時における実態調査がございします。それによりまして、大體、当時施設に入つておられる方を除きまして、四十八万四千七百人というに相なつておるのでございます。それから身体障害者のほうにつきましては、同じく四十一年の時点における実態調査がございしますが、これによりまして十一万六千六百八十八人、かように相なつておるわけでありまして、それから精神薄弱と身体障害のいわゆる重度の障害者を合併しておるといふような対象の方が一万七千三百人くらいいるといふことに相なつておるわけでございます。そこで、こういう現状にかんがみまして、いわゆる今回つくりましますコロニーといふ

ものに入所する希望者の方がどのくらいいるかという点でございますが、この点につきましては、私どもも、全国的に確たる精密な調査をやっておられませんので、そういう意味で正確なお答えにはならないかと思ひますが、大體いま申しました精神薄弱なり、身体障害児等のうち重度者の数がわかつておりますので、それにつきまして申し上げますと、先ほどの四十八万四千七百人という精神薄弱者のうちいわゆる重度というふうに格づけされる対象の方が十一万九千六百八十八人におるわけでございます。それから身体障害児のほうにつきましては、十一万六千六百八十八人のうち三万四千五百人くらいいる、かように相なつておるわけでございます。

そこで、数の上からいいますと、このような重度の方が一応コロニーの入所の対象になるわけでありまして、ただ、コロニーに入るかどうかにつきましては、もちろん本人なりあるいはその父兄の方等の御希望の有無等を正確に調べなければなりませんし、それからもちろんその障害の程度なり、あるいは年齢なり種類、あるいはまたそれ以外のいろいろな家庭環境等も調べまして、そういうものを総合して入所するかせぬかというふうな判断をするわけでございします。確かに入所の希望者という者が現在全国にどのくらいおるかにつきましては、いま申しましたように、正確なお答えができませんが、大體いま申しましたこの重度の対象者のうちではやはりコロニーに入りたいという方は、おそらく相当の数にのぼるんじゃないか、かように考へておるわけでございします。

○大橋和幸君 もう少し基本的な問題として、こういう障害児・者の対策ですね。これを今後どういうふうに進めていかれるかということ。コロニーができたから今後発展していくだろうということ

はわかるんですが、もう少し何とかこういう問題は、非常に声が大になっていくわけですから、ほぼどういうふうにしていきたいというふうな考えを持てるか、そういうことをひとつ第一点としてもう少し詳しくできたら御説明を願いたい。

それから第二点は、身体障害者対策ということをお考えと、その基本としては、やっぱりこの身体障害の発生予防ということと相当多く出されておりますことは、母子保健対策とかいっていいまでもかなり強くこれが出されておるわけでありまして、この母子保健対策をどのように水準を高めていくかということが、私は、またこの身体障害者に対するいろいろな将来の対策としては基本になるのではないかと申すわけでありまして、これは非常にいろいろとやられてはおりますが、これについてもう少し水準を高めるために具体的にどうするかということも、こういう際に一応お考えをお伺いしておくと同時に、まだひとつ前向きにこれを相当発展をさせてもらわないと、こうした身体障害児・者の問題を論ずるときには非常に大きな問題になるだろうと思っておりますから、その根本的な一と二の問題についてちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(橋本龍太郎君) 非常に広範な御質問でありますので、順不同になるかと思っておりますが、その点をお許しただきたいと思っております。

いま御指摘がありましたとおり、これは発生予防が完全に行なわれれば、心身障害児あるいは心身障害者の発生率というものは非常に押えていくことができるわけでありまして、母子保健対策として今日まで国が相当広範囲にいろいろなものに手を付けてまいりましたが、こうした施策をもちろん今後とも推進していくことは当然のことでありまして、こまかい点、特にまた御指摘がおりますれば、そのつどお答えをさせていただきますと思っておりますが、たしか昭和三十九年の通常国会でありましたか、特別国会でありましたか、衆参両院各党の御協力を願ひまして母子保健法を制定していただき、自來、発生予防というものを含めまして、この法律

によって母子保健対策というものを進めてまいりました。今後これを基本としてあらゆる手段を講じていきたい。この点ははっきり申し上げる次第であります。それと同時に、いまむしろこれは行政当局として申し上げるべきかどうか、必ずしも私にはよくわかりませんが、いわゆる医療でありますとか、発生予防を含めまして訓練、こうした問題が厚生省の所管の中にある。同時に、教育関係は文部省が所管をし、あるいはその人々の自活の道を開いていく方向というのは労働省が所管される。また、その年令によっては児童福祉法の対象になる、身体障害者福祉法の対象になる、精神福祉法による。それらによっても、実は対策の統一がとれておらぬ点が率直にいつてございまして、そうした点、これはもちろん厚生省自体としても今日まで考えてまいったことでありまして、けれども、幸いに昨年でありましたか、一昨年でありましたか、自民、社会、公明、民社四党の国対委員長会談の結果、これらの統一をとるために一つの基本法を制定すべきだという御議論がまとまり、現に四党で作業を続けておられるように聞き及んでおります。私の伺っております範囲では、相当広範囲にこうした点を考慮した考え方をとつていただいておりますが、私も私としては、むしろこの基本法が一日も早く両院の意思によって決定をされ、障害者対策の一つの柱を立てていただくことを非常に期待しております。

○大橋和孝君 大臣もおいでになりましたので、一緒にお伺いしたいと思っております。

いま、次官のほうからいろいろ御説明を伺いまして、この母子保健法も相当進められていくというお考え、同時に、またいろいろ各法でやられておるものを統合して充実したものにしようというお考え、非常に私はありがたく聞いたわけでございますが、あるいはまた治療、あるいはまた訓練、いろいろな面から申しまして、まだまだ学問的にも開発されてない面がたくさんあると思うわけですから、この研究開発は一体どういうふう

に進められるか、これも一つの大きな問題点になるのではないかと思います。そのほか、考えれば身体障害者の扶養保険でありますとか、これらの方々を何か守っていくという意味では、いろいろな面でもその状況も非常に問題があると思っております。その今後の考え方、また、現在はどうであるかということなんかも詳しく御説明を願いたいと思っております。特にこの母子保健の問題とか、いま、そうした意味の研究開発も十分でないかもしれないませんが、同時にまた現在の場合におきまして、もともととて国のほうでやらなければならぬという面がたたくさんあると思っております。ところが、まだそこまで手が届いておらないから、地方自治体である程度手をつけておられる面もあるものであります。いろいろな面から申しまして、やはり母子保健対策というものがうんと進むことが身体障害を予防する意味の大きなたてとなるわけでありまして、こういふ方面では、先ほど申し上げた政務次官からお話を承りましたが、大臣のほうにおかれまして、こういう基本的な身体障害者に対する対策の問題あるいは予防の意味においても、そういった人々を庇護する意味においても、あるいはまた治療、訓練の面におきまして、いろいろやっても研究もしなければならぬだろうし、いろいろやってもならぬことがたくさんあるように私は思っております。ですから、いろいろのコーナーの問題の前に、こういう基本的な問題をひとつ伺いたいし、またこれをたてにしてひとつ大きく飛躍、発展をしてみたいと思っております。うのであります。

○國務大臣(内田常雄君) おくれて参りまして恐縮でございますが、政務次官のほうからいろいろと説明があったと存じます。

大橋先生のお話を承りますと、私も全く同感でございまして、身体障害者対策というものは、身体障害者が発生してしまつてから、そういうものが固着してしまつてからどんな施設に収容いたし

ましてもうおそいわけでございますので、それにさかのぼりました施設がやはり一番大切だと思います。というところは、結局、おあさんのおなかにあるときの対策、妊娠婦についての健康の対策でありますとか、あるいはまた生まれたすぐの乳児時代の施設、あるいは引き続き幼児時代の施設などにつきまして、従来からも、御承知のとおり、いろいろなことはやっておりますけれども、十分ではないと私も思っています。四十五年度におきましても、たいした予算でもございませぬけれども、それにいたしまして、もうすでに御承知のように、妊産婦の健康一般診察とかあるいは精密検査とかいうようなものにつきまして、国費で支弁する診査の範囲をかなり思い切つて広げるようなこともいたしておりますし、また、乳児につきましても同様のことをいたしたり、さらに母子保健などのことに関連して啓蒙運動などをなさつてくださつておる地方団体などに対する助成もわずかながらふやしておるというところはやっております。しかしながら、私ども、伺っておりますが、重症黄胆とか、フェニルケトン症とか、ほかおつておけば必ず身体障害児を発生するといふような、そういう病気に對する施設も必ずしも十分ではありませんので、御説のとおり、そういう方面に対する研究なり、また、そういう病気の発生を認められた乳幼児に對する国の特別の経済面の施策なりというものが今後さらに十分やつてまいらなければならぬと思ひます。しかし、何せ身体障害者といふものは百万人以上も現在おられます、それらがそれぞれ身体障害の種類とかあるいは程度とか、さらには年齢などによりまして、いろいろの形において国の機関や施設の保護、指導を受けておるといふ状況にはありますが、総合的ななかなか自立自活の困難な身体障害者のめんどろを見るところ、数年前からその方面の先覚者の方々がいろいろ御苦勞なさいまして、そして今回提案をいたしました——これは一つのモデル総合施設のようなものでござい

ますけれども、こういうものの誕生というところまでこぎつけてまいったわけであります。しかし、いずれにいたしましても、冒頭から申しますように、これは身体障害が発生してしまった後の施設であって、いくら総合施設でも、やはりさかのぼる施策が大切であることにつきましては、さらに私どもも思いを新たにいたしまして、これから先、身体障害児あるいは精神薄弱児、また、肢体不自由の方々が発生したり、存在することを防ぐための努力をいたす所存でございます。

○大橋和孝君 ちよと坂元さんにお尋ねいたすのですが、いま申したように、研究開発ですね。この方面は一体これからどうされるか、そのプラン、こういうものをひとつ聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(坂元貞一郎君) 大橋先生も申されましたように、また大臣からもお答えいたしましたように、心身障害児等を生まない、できるだけそういう不幸な方が生まれまいという対策が第一の基本でございます。そういうような対策の第一環として、一番やはり根本になりますのは研究開発でございます。そういう発生予防の研究というものが前提にならなかならぬわけでございます。厚生省としても、従来から各種の研究費、たとえば厚生科学研究費補助金なりあるいは医療研究補助金等をもってこのような心身障害の成因なり、治療法等について研究をしてまいってきておりますが、やはり最近のこのような心身障害の発生予防というような非常に大きなテーマを解決するために、私どもとしては、どうしてもっと大がかりな研究体制というものを整備していくと、このような観点からいたしまして、昭和四十三年から特別研究費というものを予算に計上いたして、この方面の研究を組織的に進めているわけでございます。そこで、昭和四十三年度は、三千八百万円ぐらゐの研究費を各大学等の研究機関等にお願いをしておりましたし、昭和四十四年度におきましては、四千三百七十万円ぐらゐの特別研究費を計上してやっておりますわけ

でございます。たとえば進行性筋ジストロフィー症とかあるいは脳性麻痺、あるいは自閉症、このような分野等につきまして、いま申しましたような特別研究費というものを四十三年度以降毎年計上しまして、研究体制を整備していきたいというところで進んでいるわけでございます。今年度、四十五年におきましても、ほぼ前年と同様な体制でこの研究をさらに推進していきたいと、かように思っているわけでございます。

○大橋和孝君 今度、コロナー問題に対して相当関心が払われておるといことは、私は非常にこれはけっこうだと思っておるわけであります。先ほど政務次官も言われたように、これが一つの刺激になって非常によくなっているだろう、私もこれは同感です。こういう施設をやられているのを見まして、いま、たくさん希望者があるところでやっておりますおるといことは非常にありがたいわけですが、それと裏はらに考えられるこういう開発研究というものにもいまひとつ力を入れてもらえぬだろうか。いまちよとお話を聞いておりました、私も調べてその数字は知っているわけですが、四千万円といえはかなりの研究費だと思っております。ですから、この予防ばかりでなく、治療の面に対しても、訓練の面に対しても、これはまだまだ研究開発はおくれておるわけですから、何かその研究グループをつくってもらうとか、まあコロナーじやありませんけれども、研究にも一つの何か核をつくって、そうして研究開発のためにひとつ思い切ったその努力をしてみたらぬだろうか、そうしたならばこのコロナーの建設と相まって非常にいいものになるのじやないか。一ついいものができたらしよとというように、欲を言うわけではありませぬけれども、その研究開発に対して四十三年から取り組んでもらったなら四十四年、四十五年と、その進捗状況ですね。やってもらう状況というのもの、もう少し何と申しますか、指導をしてもらって、そういうふうなグループ活動でもって大きいところからこの問題

を究明するような学者グループなり、研究グループなり、そういうふうなものをひとつやってみてほしい。私も、よくあつちこつちの研究室、学会の発表なんか見せてもらっておまして、逐次、何といひますか、研究はされておるわけであります。ですから、先ほどから数字を聞きましても、局長が先ほど言われたように、相当ばく大な数があるわけですね、発生している人がいるわけなんです。こういう人は、一度それになつてしまつと実に気の毒なんです。ですから、やはりこのコロナーも要るわけであります。その意味では非常にありがたいけれども、私は、そういう点で見れば、もう一ふんばりしてもらつて、コロナーもつくってもらいますけれども、この研究開発に思い切り金を、少しけたのはずれた予算を、開発をしてもらうために、つけてもらうような考え方で前向きにやってみたらぬならば、悪い人はコロナーに収容されるし、今後は起こらないような施設も一そう進むということ、こうしたことが身体障害児重症患者を見ましたときに私は、特に必要ではないかというようにことを考えますので、この研究開発に対しての投資、先行投資をひとつこの辺で思い切つてやってみてほしい。これはコロナーのためにいままで二十七億使つてもらつておるわけでしょう、高崎だけでも、これは非常にありがたいことですが、最近はなかなかこういうことをやってみようことはできにくいことだけれども、よくやってみようとおるということでも感謝しておりますが、研究の方面にも何十億――まあ何十億でなくともいいと思ひますが、そのくらいばつと入れてもらえれば国民はどのくらい喜びが。したがって、私は、一ついいことがあつたから、また次にすぐにもう一方のほうもというのはいふまでもない考えかもしれないけれども、こういうことでひとつ開発をやつてもらいたいというふうに思ひますから、その切なる気持ちで大臣のほうでも評価をして、少なくとも今度の予算からは、去年と同じように四千万をこそこということでなくて、台を一つ大きくしたような予

算を組みながら、これも予算だけではだめなので、研究体制のグループをつくるための指導なり、また、国立の大学であれば文部省管轄かもしれないけれども、そういうものもひとつセクトにならないでしっかりと取り組んでもらえるように、少なくとも、厚生省がそういうことに對してはかなりイニシアチブをとっているような一つの団体なり、研究機関なりをつくつてもらえればいいわけですから、何とかそういう形でコロナーの特殊法人をつくるように、また別の法人をつくるとか、いろいろのことが考えられると思ひます。われわれより専門の方に考えてもらつてほうは明確であります。そういうことで、この問題に取り組んでもらいたい。これは私の強い要望でありますので、これについてお伺いをいたしたい。

それから、先ほどちよと申しました身体障害者の扶養保険の問題でありますけれども、これもひとつ進めていただいたら、そういう人たちが入る入らないにかかわらず、非常に恩恵を受けるだろうと思ひますので、この問題もこので抜本的に考えていただきたい。だんだん欲を申すような形になるかもしれないけれども、ひとつこの形で抜本改正をする、ほんとうにこの身体障害者というものの對しての考え方を思い切つてやろうと思ひますので、その辺あたり大臣のお気持ちをひとつ伺いたい。

○國務大臣(内田常雄君) まことにありがたい御意見でございます。やはりそういう國民的関心が各方面に高まってくるのが私どもとしても、まことにこの方面に力を入れやすくなるわけであると思ひますので、全く同感であり、かつまた、ありがたいお説と思ひますので、いずれの方面ともやつてまいるつもりでございます。身体障害者扶養保険制度は、御承知のとおり、ことしから国としては初めて取り上げたものでございます。従来二、三のあるいは数個の府県が共済組合制度的にやつておつたものを、それでは全体的な制度と

しては発展しないからということで、国が全体を取りまじめをいたしまして、その中に、御承知の社会福祉事業振興会というような世話をやく機関を入れました。そしてつなぎの結びこぶみたいなものをくっつけて出発したわけでありますので、今回これはこういう試みでやってみたくてあります。それを出発点にしまして、これをできるだけ普及、完成ということにつとめてまいりたいと思っております。

○大橋和孝君 先ほどちょっと局長から伺いまして、コロナの入所希望者は相当あるということでごさいます。私は、何か初めは、今度のコロナは千五百ぐらいというふうに話を聞いておりましたが、大体五百五十人の予定であるようにございます。そういう点から考えまして、今後こういうふうな入所者も相当あるとするならば、これを総合的な身体障害者に対する対策として、どういうふうな将来の計画をしておられるか。たとえば、いまは国立のものを特殊法人としてやられるわけですが、もっと全体的な視野で考えたら、一体、今後の対策に対する計画、そういうものについてどういうふうにしてこれを処理されるか。いまのところ、数は明確でなかったけれども、相当の数であるということだったんですが、大体推定どれくらいになるからいまの収容のあれであればどういうふうにしていかなければならぬか。いま、大体各地方自治体で二十万所近くあるはずだと思えます。そういう希望者はないということでありまして、そういう点から考えて、将来この計画をどういうふうにするかということも、ひとつ一ぺん局長のほうから伺いたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 今回高崎につくりますいわけの国立のコロナというものは、私どものほうでやりましたコロナ懇談会における民間有識者の方の御意見を参考にして、昭和四十二年度から計画的に進めてまいったわけでございまして、そこで、いま仰せのように、コロナ等に入所したいという希望の方が、確たる調査はございせんが、私どもの推定でも、相当現実にい

るだろうというところは事実でございまして。

○大橋和孝君 どれくらいですか、数字的に。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先ほど来申し上げておりますように、大体重度対象者が、精神薄弱者なり、肢体不自由児等におられるわけであります。そういう方々のうち、大体少なくとも三割程度の方は、いわゆるコロナ形式の収容施設に入りたいということに相なるんじゃないだろうか、大体こういう客観的な数字を考えているわけでございまして。

そこで、そういうような事実を踏まえまして、今後のこのコロナの整備をどういうふうにしていくかということにつきましては、大臣から御答弁申し上げるのが本来かもしませんが、私どもとして、現在まだそういう長期的なプランというものも確立いたしておりません、はなはだ残念でございまして。と申しますのは、やはり日本における初めての計画である、しかも大規模な施設であるということからいたしまして、一挙にこのようなものを全国的に設置するあるいは国の力において設置する、あるいは地方の都道府県等が設置することにつきましては、やはり相当いものなデータなり、将来を見渡したプランといふものを持たないとなかなかこれは簡単にはいかない。外国等においても、若干問題のあるところもあるようにございまして、そういうような点を勘案いたしまして、いずれこの点については早急に、私どもの将来のコロナの形態というものをどうするかという点を前提しながら、整備計画というものを考えてまいりたい。そこで、地方で現在各都道府県等が十数県ずつございまして、計画を進めておられますが、そういうようなことも含みまして、いわゆる国立のコロナ、地方のコロナとの相互の関連づけをどうするかということも問題点の一つでございまして、そういう点を総合的に勘案して、コロナの整備計画というものを各方面の御意見を伺いながら早急に計画樹立をしていきたい、現在のところそういう気持ちでおるわけでございまして。

○大橋和孝君 いまの地方と中央との関連については、あとから一ぺんまた詳しくお尋ねしたいと思います。

この国立の身体障害者コロナ、いまののです、大体内所の期日はいつごろにされますか。それから、その収容計画ですね。五百五十名とは聞いておりますけれども、どういうふうな計画でもってこれをされるのか、もっと詳しい計画がわかれば、この際聞いておきたい。

○政府委員(坂元貞一郎君) 四十五年度中に建物関係を全部整備いたしまして、一応、御提案申し上げております特殊法人を明年の一月から発足をさせる。そして収容者の現実に収容を開始したいと考えておりますのは四十六年の四月からでございまして。明年の四月から収容開始を始めたことをどのよう計画で収容するかという点につきましては、まだ確たる計画までいっておりませんが、大体、私も事務的に考えております計画といいたしましては、四月ぐらいから大体七月ぐらいまでの間に五百五十名の方を段階的に漸次収容していきたい。と申しますのは、一ぺんに五百五十人という方を入れるということにつきましては、これは大橋先生御専門家でございまして、いわゆる心理判定なり評価、そういう一つのプロセスが出てまいりますので、そういうようなプロセスの関係を勘案いたしますと、やはりある程度、二、三ヵ月か四ヵ月ぐらいの時期的な経過がそこにとりまして必要になってまいりますので、いまにどうしたように、四月ぐらいから七月ぐらいまで大体この五百五十名の方を収容したい。こういう計画を持っておりますわけでございまして。

○大橋和孝君 この千五百名収容ということは前にうたっておるわけでございまして、これはその入所期日と収容する計画はわかりましたが、将来は、この千五百名といっておられたのをどのようにして持つていかれる予定があるのか、あるいはこのコロナに対して将来どのように進めていかれるか。そのことを聞きたいのと、それからまた

た、これに対して確固たる基本方針と申しますか、この国立のコロナを基本的にどういうふうにしていくんだというお考えのもとにこれをおやりになるのか、このことをちょっとお聞きしておきたい。もう一つは、これはいままで国立でやると言っておられたのを特殊法人にするということですが、特殊法人にしたらどういふいい点、利点があるのか、あるいはまた、そういうことにされた経緯について伺っておきたい。この三点についてちょっと教えていただきたい。

○国務大臣(内田常雄君) ただいまも政府委員から申し述べましたように、当面、一単位といいますが、五百人とか五百五十人とかいうことで出発をいたします。ところが、あれは御承知のように、たしか七十万坪以上あるところでございますので、今後施設の拡張とか、あるいは当初御意見がありましたように千五百名にするということとは、物理的には私は困難なことではないと思えますが、もうすでに問答を重ねられたかと思えますが、それだけの重症心身障害者を収容いたすとなると、その保護指導に当たる専門職員というものが一番問題であるかと思えます。おそろくまた、その入所者三人に一人とか、二人に一人程度くらいまで職員の数というものが必要ではないかという点を考えますときに、ここであれだけの七十万坪の中に数ブロックといいますが、一ブロック五百人として数ブロック同時にというふうなことは、構想してみても、いまのそういう専門職員の確保などの点においても非常に問題があると思えますので、やはりこの際は五百五十人単位くらいで、しばらくその運営の経過を見て、それからその内部にさらに単位をふやしてまいりたいというふうなことのほうが堅実ではなからうかとも思えます。それからまた、先ほどだんだんお話がございましたように、地方のほうにも同様なコロナをこの協会の運営のもとにつくってほしいという意向もぼつぼつあるわけでありますので、一体、高崎以外全国に今後設けられるべき総合的コロナというふうなものは、この協会の運営下につく

ることがいいか、先ほど政府委員から答えておりましたように、地方団体等とその計画のあるものについて国が助成やあるいは起債などのめんどうを見て、そして地方的なローニーにするほうがいいかというような問題をしばらく検討する必要があります。この第一次の収容計画の実績を見た上で出発すべきだ、こういうことになるわけでございます。

また、現在、すべて財産は国の財産ということで、二十数億出してきておるわけでありまして、国がちょうど国立病院運営と同じような形で運営できないこともないと思えますけれども、しかし、いま申しました専門職というものが、単に指導員ばかりでなく、保母さんにも要るでございましょう、看護婦さんにも要るでございましょう、あるいはお医者さんにも要るかもしれないし、いろんなその方面の各種の専門職の方々、当然それらの方々の助力を待たなければならぬということをお考えますときに、国だけの職員のみで足りるはなかなか無理ではなからうか。民間のいろんな諸機関の職員あるいは地方公共団体の職員、あるいはその専門の方々の御協力というようにことを得るという意味におきまして、国の管理のもとにおけるしつかりした特殊法人ということでやったほうが実際の運営には適している、こういう判断にだんだんなつてまいりました。また、授産といいますが、生産事業等もありまして、それらの運営につきましても、国のかりに特別会計等をつくることとしたとしても、国立ということであるより、むしろ切り離した形における特殊法人ということがよからう、こういうことに実際の運営を考へまして相なりまして、皆さんの御批判もいたされたというところでここにこの法律案を提出した、こういう経緯でございます。

○大橋和孝君 私は、専門的にまだよくわからないのですが、いろいろあちらこちらのデータをあわせて尋ねてみましたけれども、特殊法人というあり方が非常にいいということがよくまだ納得

得できないわけですね。表面的に、われわれの知識の及ぶ範囲でも、それは国でおやりになるよりこういう特殊法人で、国のほうから金を出しているから十分監督をするということも、私は、それでいいかなあという感じがするわけです。そういうことで先ほどちょっと伺ったのですが、一つの確固たる基本方針を持って、こういう法人にしてこのローニーをやつていくんだ、あらかじめそういう方針がきつちりできて行なわれるのだから、こうありたいと考えておるのでありますが、このローニーは国がやるより特殊法人がよいので、こういう基本方針のもとにずっとやつていくんだ、この基本方針は厚生省の中できちんとできておつて、こういう方針のもとにローニーを建設していくんだというふうなものがあれば、それをこの際ちよつと聞いておいたら、国民としても、ローニーというものに期待が持てるし、将来、こういう方向に発展していくんだという夢が持てるし、そういうことでこの基本方針がでありますならばとお尋ねしているわけですから、そういうことについて大臣のほうなり、局長からお示し願えるものがあるならば、この際聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 特殊法人の大筋のことはこの法律で全部規定したものであります。各方面の御意向の中で、一人の理事長あるいは三人くらいの理事、一人くらいの監事というふうなもので、はたして総合的な運営がうまくいくかどうか、それよりもむしろ、それはそれでけっこうなんだから、その横というか、上というか、運営協議会のようなものに各方面の識者を集めたり、あるいは場合によりましては、これは全くお金をかきぐ機関ではありませんので、二十数億の金を出して、あとの運営費というものは国から相当つぎ込まなければ、これは動くものではないと思ひますが、実は民間の篤志家、有志等もありまして、そういうものはできるならば一つの後援会というか、協力団体みたいなものをつくつて、そして皆で金を出し合つて、これを後援、運営を

すべきではないかと、こういうありがたい御意向もないわけではございませんので、そういうものを取り入れてみますと、やはり特殊法人がよろしい。それからまた、これをやります際には、業務方法書をつくることになります。この法律の中に規定があるわけですが、その業務方法書というものは、これから私もつくつてまいることになるか、あるいはまた、その斯界の権威者や、あるいは協力してくださる方々の御意向も取り入れてそういう業務方法書をつくることになるので、これはあとから政府委員から説明をいたさせますが、いずれにいたしましても、国とこの特殊法人だけでなしに、いま言うような運営協議会というふうなもの、ちよつと国立病院の運営あるいは国立療養所の運営、あるいは従来一つの面だけの国立施設の運営とは、規模の面におきまして、また担当する仕事の複雑性からいきまして、国がひとつとみて、それが不磨の憲法である、基本方針であるということにするよりも、いろいろ申し上げましたが、いま言うようなことを頭に置きながら、だんだんいい姿の運営にしたい。しかし、将来の構想といたしましては、決してこれだけで足りるということじゃなしに、この中の二次計画、三次計画の収容施設の計画も当然いたすべきだし、また地方的にも、この協会によりあるいは地方公共団体の手によりこれらのものをやつていくのだという構想やら、ビジョンやら持ちながらということには変わりはない。政府委員のほうから、もし業務方法書などについての考え方がまとまっていたら説明申し上げます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 大臣から申されましたように、法人がやはり民意を相当反映して運営するということが必要に相なるわけでございます。そのためには、やはり法人の業務の運営の方針となるべきこの業務方法書というものが一番基本になるわけでございますが、この業務方法書の内容といたしましては、まだ、私どもとしては、一応

の事務的な案として考えておりますが、この総合的な福祉施設をどういうような方針のもとで運営するか、施設運営の基本原則等が当然含まれるわけでございます。それから保護指導の方法なり、作業訓練等の実施の方法なり、あるいはまたいろいろ各種の調査研究をやることになります。将来、心身障害者の保護指導に関する調査研究というものはこの施設でやるわけでございますし、それから職員養成訓練、このようなことも重要な柱でございます。そういうような内容のものをこの業務方法書として現在考えておりますが、このような業務方法書をつくるに際しましては、やはりいま大臣から申し上げましたように、各般の有識者の方々のいろいろな貴重な御意見を十分拝聴して、そういう御意見を参考にした形でこの業務方法書等をつくつていくということが必要になるわけでございます。そういうために必要になるわけですから、そういう特殊法人的な立場で経営をやるほうがより実情に即し、また合理的じゃなからうか、こういうふうなことを考えているわけでございます。

○中村英男君 ちよつと関連して。私も、これは国がやるよりはやはり福祉法人がやったほうが運営がしやすいと思ひます。私も、三年来、大体全国のこれを見て歩いて見たのですが、どうも島根県はあまりやつてないから羨望を感じて、二十万ほど集めて二十町歩の施設を開いた。だいぶ勉強して、前の児童局長のときに来てもらつて研究してみなければ、これはやはり国の経営では運営がたかくなるから、やはり特殊法人のほうがいいように思ひます。というのは、これは大臣もちよつと言われましたが、話は煮詰まっていないうだ、福祉法人の外にやはりそれを運営する協議会というものがもしできるとしたら、私は、それもいいように思ひます。そういうことも考えられるのだつたら、その協議会のメンバーに、やはり全国でいまそういう施設を経営しておる権威者の人たちがおるのです。県立のやつを委託されてやつておる法人、あるいは大木さんのように自分でやつ

ておる人、そういう経験者がいますから、そういう人を協議会のメンバーに入れて、その運営についてやはり意見を聞いてやらなれたほうがよろしいと思うのです。これはなかなか初めてのことでですから、非常に児童局長もたいへんな作業だと思われるけれども、そういうやり方でひとつやってみようたいと思います。ここで成功したら、ブロックごと近畿、九州、東北、中国というふうにポイントをつくって、国営でそういうものを将来やる展望に立ってやってもらえるかどうかということをあわせて聞きたいと思うのです。

○国務大臣(内田常雄君) 中村さんがいまお示しくださいような考え方がやはり私どもの心の中にもございまして、そこに弾力性を持ちながら、また、その道の斯界の御苦労なされた方々の経験も生かしなげらと、こういうことでやるのがよろしいと思うわけであります。国の財産を提供したからといって国が一つの閉ざされた考え方の中でこれを運営するということよりも、こういうふうに考えておるのでございます。

○大橋和孝君 それから、先ほだちよっと話も出ておりましたが、愛知、大阪、北海道、長野、いろいろこのようなコロニーができておるわけでありますが、全体では、やはり二十近くあるように聞いておるわけがあります。そうした地方公共団体などが行なっておるこの身体障害者コロニーの建設計画も、地方のものは国のものと比べてずいぶん小さいものだろうと思うわけですが、こういうものとの関連をどういうふうにしていくか、実態はどのように考えていられるのか。こういうようなことについて、いままでわかっているところを聞かしていただきたい。同時にまた、地方で行なわれているコロニーに対しては、もう少し国のほうから何か助成なりをして大きく育成しながら、この国の施設と相マッチするような方向に育成をしてもらわなければならぬと思うのですが、こういうことに對しては、どういうふうに配慮されるか。これに対してわかっている範圍において、また、将来の展望を含めてお答えをしてお

いていただきたいと思います。

○政府委員(坂元貞一郎君) 大橋先生御存じのようには、現在、各都道府県等のいわゆる地方コロニーという形態、こういう総合施設を計画し、あるいはもうすでに一部開所している県もございませう。大体、お述べになりましたように、北海道、長野、愛知、大阪等はすでに一部開所しております。それ以外に十四くらいは県が現在私どものほうに計画の申し出を持ってきております。したがっていまして、このような各都道府県単位ごとのいわゆる地方コロニーというものに對しましては、従来から、私どものほうも、既定予算の範囲内におおきまして国庫補助金を一部出しております。それからまた、いわゆる年金の特別融資、そういうような形で過去ずっとお手伝いをしてきているところもあります。今後もこのような地方コロニーといわれるものをどういうような方針のもとで整備をはかっていくかという点につきましては、実は、私どものほうも中央児童福祉審議会に昨年か一月に中央児童福祉審議会から、地方コロニーといわれるもののあり方、そういうものについての一応の考え方をちようだいたしてありますが、なお、この点につきましては、さらに本年度も引き続きまして、この地方コロニーというものをどういうような体系のもとにおいて将来推進してやつたほうがいいかというようなことを含みまして審議会等において検討させていただきます、その結果を待ちまして、地方コロニーというものについての考え方をまとめていきたいと、かように思っているわけでございます。

それから、いわゆる国立のコロニーと地方のコロニーとの関連づけをどのようにするかということにつきましては、いろいろな考え方があらうかと思いますが、私どもとしましては、国立のコロニーは、法律案の中にも出ておりますように、収容施設等のほかに、研究施設あるいは養成訓練の施設等もあわせ持つことになっております。したがって、高崎に置かれます国立のコロニー等

で、そのような各種の調査研究を今後精力的に進めることになろうかと思いますが、そのような調査研究の結果等を十分地方のコロニーとの間においてお互いに協調関係を持ちながら進めていきたいということが一点。それから養成訓練につきましても、同じくそのような考え方におきまして、国立コロニー等で養成された専門家の方を地方コロニーのほうにお手伝いさせるとか、あるいは地方コロニーのそういう専門職員の方の場合によつては国立のコロニーで研修していく、そういうようなことで国立と地方のコロニーの間のいろいろな関連を持たせていきたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大橋和幸君 地方団体が行なっております身体障害者コローニーでございますね。たとえば、これは愛知県の例をみましても、収容、保護、医療、教育、職業訓練、授産、研究相談、判定、研修、指導というような面が機能の中で分かれておりますね。こういうような形でいろいろやられているのを見ますと、たとえば医療の中で病院といるのはこれは医務局ですね。今度はその中で収容されているものは社会局の関係とか、児童局の関係とかいろいろ分かれておるわけですね。あるいはまた厚生省関係のものがあると思えば職訓なんかというものがあつたり、文部省や労働省が入つたり、いろいろと各省にわたつておるわけがあります。こういうことに對して、いま地方ではやはり単独立法の制定というものを相当要望されておるような向きも強いようであります。こういうことから考えてみますと、今度の国の場合もそういうものがあるわけですが、これは国のほうはまだやりやすいと思いますが、地方では、そういう点で非常に入りこんでおりますから運営上非常に困るわけです。そこで何かこうしたものに対して、国と地方というものををつないでいくならば、こういうコローニーで何かひとつ単独立法をこしらえて運営したほうが運営しやすいのではないかと、いう声も相当強く私も回つていって聞いたりしておりますが、こういう面について、政府は一体ど

ういうふうに考えておられますか。国でりっぱなものをつくって地方に關連をつけていこうということとでありますから、こういう構想をもう一ぺん明確にしておいたほうがいいと思う。地方にこれが二十余りできてくるとすれば、今後の運営において筋が通るのではないかとと思いますが、こういう点についてのお考えをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) 私は、その話は初めて実は何うお話でございまして、衆議院方面におきましては、身体障害者基本法をつくりたいというお話を承っておりますけれども、コロナを横断的に一つの指導で結ぶというような意味からコロナ法というようなものをつくることにつきましては、いま大橋先生の御構想は初めて承ったわけでありますが、私は、局長にも申ししておりまして、中央でこういうりっぱなものを確保し、また、地方でもすでに発足しておる地方コロナでありますから、その間の人間の指導や交換もあるでしようし、いま局長から申しましたように、いろいろの関係があるわけありますから、それらをひっくるめてコロナ協議会のようなものをつくって、そうしていろいろの経験や指導方針を交換したり、打ち立てたりということとはぜひ必要だから考えてほしいということとは、実は私が局長に述べているわけがあります。コロナを一本にしたコロナ立法のことにつきましても、これはきょうのお話でございまして、また、先覚者としての大橋さんの御提案でございまして、研究をいたすように進めてまいりたいと思います。

○大橋和孝君 いまの問題は、もちろんそういうふうな協議会式のものでもできるだろうと思えますけれども、予算の面や運営の面でだいぶ違いますね。文部省や労働省あたり、いろいろのところ、これはどうしても相談しなければならぬと思いますし、法的に確立したものをつくらないと、これは一本でできぬわけですから、何か協議会にお願いして立法化するまでに持っていけないと筋が通らないと思う。これは私だけの考えであります。

ふうな協議会式のものでもできるだろうと思ひますけれども、予算の面や運営の面でだいぶ違いますね。文部省や労働省あたり、いろいろのところにはどうしても相談しなければならぬと思ひますし、法的に確立したものをつくらぬといふのは一本でできぬわけですから、何か協議会にお願ひして立法化するまでに持つていかないと筋が通らないと思う。これは私だけの考えであります。

すから、法律云々ということもあるでしょうけれども、しかし、こういう地方のコロナなんかの調査に行ったときの話でも、単独立法の要望はかなり強いようでございますので、局長あたりもぜひ聞いておられるのと違いますか。その辺は一体どうなっておりますか。それからまた、こういう問題は、もう少し政府の中でいままでも考えられたのではないかと私は思っています。また、いままで厚生省内部でこういう問題についてあまり考えられていないのでしようか。これは三省か四省にまたがった話でもありますので、厚生省だけでも言えないと思えますけれども、そういうことに対して具体化するような方法、見通しというものは何かありませんか、局長にお伺いいたします。

○政府委員(坂元員一郎君) ただいま大臣から申されましたように、いわゆるコロナ法案という御意見が一部にあることは私自身承っております。これに対して、私もそのような問題意識というものは従来から持っていたわけでありますが、先ほど申し上げましたように、何ぶんにもまだコロナというもののについての施設体系あるいは入所者に対するいろいろな処遇の基本的な考え方、そういう点について、まだ私も自身、実は確たる見通しを持ったところまで至っておりませんが、審議会等あるいは民間のそのような有識者等の方々の御意見をよく承りまして、そしてやはり将来禍根を残さないように、この運営が合理的になされるようにやっていくというところがやはり大事なことでございますので、そのようなコロナのあり方、そういうものにつきまして、審議会等に鋭意研究なり、検討を進めていただいておりますので、その結論等を十分見まして、将来どうようにするかということについてはやはり相当真剣に考えてまいりたい、かように思っておりますのでございます。

○大橋和孝君 それで、これからまだ審議会を通じてやられるということで、それは了解できることでございますけれども、私は、先ほどもちろ

と申し上げましたが、この問題に決着が出ていないので同じような御意見をいただいておりますのでございますが、この法律の運営の問題もそうでありましょう。それからまた、コロナの問題も、先ほど申し上げましたように、基本方針はこうだ、将来こういうふうにしていくんだというものを持たないで、国のほうは、いままでも二十七億出して発足して、来年の四月から発足するというところでございまして、このコロナに対しては、外国は別として、日本はこういう方針でいくんだ、こういう基本的なものを、また、同時にそれをやっていく上においては単独立法を考えてやってくるか、また、各省にまたがっているものをどこまで基本的なものをずつとやっていく、コロナの全体の展望をこういうものにしていったらなるほどという困って立ちおくれおる重症、重症でなくともおくれおるおるの精神並びに身体障害者、もろもろの人々のこれはほんとうにユートピアになるのだというものをここでいうやってもいいというのが気持ちなんです、いままでの質問の根幹は、いま審議会です、ただいとおるというところは、いままでも政府の言われる段階でございまして、もうひとつこの辺で審議会もあれをしてもうし、あるいは各専門的な人にもいろいろ意見も聞いて一つの基本方針をきめて、コロナというものは将来こういうふうにしてつくっていくんだというものを今年じゅうぐらいつくりあげてもらいたい。もちろん厚生省が一番主体になってやってもいいわけばならぬ。労働省とかあるいは文部省とかいうものはこれは未だだと思っておりますから、厚生省の中できちんとしたものをつくってやり、その展望の中で、各省にまたがってやり、いものはこういうふうにするとか、もうほんとうにそういう展望を立ててもらう時期ではないか、こう思うわけです。これに対して十分なものをやってもいい。それから先ほど申し上げました研究の面でも、保障の面でもこういうふう

やっていくんだというものを三つぐらい立てて、日本では、こういう身体障害者に対してはこういうふうにするんだというひとつ一べんりつぽなものをここでつくってあげてもらいたいということが念頭であります。そのほか施設の運営について、まかい質問をもう少しやりたいと思えますけれども、委員長から何かその質問はこの次にしておけと言われているので、その展望の点を大臣のほうからひとつここでハッパをかけていただいで、これだけのりつぽなコロナがスタートするときでありますから、これはこうだ、ということをや世界的に示されるように、将来、計画的にこうやるんだというものを打ち立ててもらいたい。いままでも二十七億振り込んで、これからまだ金を振り込んで国立のコロナをつくるという意気込みは前向きな姿勢だと思っております。これに花をつけて、欠陥のないように、よりりつぽなものにしてもらいたい。コロナというものを対して身体障害者が非常に明るいものを持てるものをばつと打ち出してもらいたいということが私の希望です。十分、大臣受けとめてもらいたい、こう思うわけです。

○柏原ヤス君 大臣にお聞きしたいと思っておりますが、新経済社会発展計画というものが経済審議会から出ております。これを見ますとその中に「とくに経済発展に取り残されがちな高齢者や心身障害者に対し、格段の配慮を払うものとする。」とか、「心身障害者、老人、母子世帯等の不適応階層に対する社会福祉施設については、とくに立ち遅れのいちじるしい現状にかんがみ、その拡充を計画期間中の急務とする。」と示されております。確かに、社会保障の中で最もおくれおるこの心身障害者あるいは障害者に対する対策として、今後どのように充実強化していくお考えであるか、特に具体的に五カ年計画というものをもちあわさるかどうかお聞きいたします。

○国務大臣(内田常雄君) ただいま柏原さんから、今回、政府に経済審議会から答申がありまして新経済発展計画の中において、仰せられるよう

な社会福祉施策が今後の国の急務であるゆえんについて御意見や、お尋ねがございましたが、私は、今回の経済審議会の経済社会発展に関する新計画というものは、まことに遠見であって、わが意を得たものであると考えます。でありますから、いずれ政府といたしまして、この審議会の答申を受けて閣議決定をされるわけでありますから、私は閣議の席でも、たいへんわが意を得た答申であるから、ぜひ、このまま期待をかけるのみならず、この社会保障等に関する分野においてはまことにものともだから、政府としても大いにやるべきであるという伏線くらいはつけて決定してほしいという意見を述べつもりでございますので、この上ともひとつお激励をいただきます、と思います。

なお、実はもう一歩突っ込んで申しますと、これは政府ではない、政府の付属機関であります経済審議会が提案して政府に答申をしたものでございしますが、その審議会の中で実は、厚生省方面の問題に対して深い理解と関心を持っておられる方々に特にこの分野においては加わっていただいたり、また、私どものほうからこういうことに対して御注文も申し上げまして、その結果がこういうことでここに入ってまいったわけでありまして、これは当然のこと、経済がここまで成長いたしましたまいりますと、これまで経済成長に伴ういわゆる経済成長いたしましたけれども、依然として谷間に置かれて残されております部門に対しては、経済成長の力を別に及ぼすことがこれからの政治の課題であり、また、私どもの当然の役目であると考えまして、注文をつけまして、このくらい強い文句を入れていただいた、打ち明けて申し上げますと、そういう次第でございますので、こういう御提言、御激励、特に社会福祉の分野においてはこれが出ますと、厚生省としましては非常にやりやすくなるわけでございますので、ぜひ、いままでも以上の力を入れてまいる所存でございます。

○柏原ヤス君 いまお聞きしましたのは、具体的

に五カ年計画というようにことを大臣お考えになつていかうかという点でございますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(内田常雄君) この新経済社会発展計画そのものが、御承知のように、六カ年計画として出されておりますから、ここにこういう文章を入れたり、また幾つかの計画表なども経済発展計画の中に載っております。たとえば社会保障、社会福祉、あるいはまた私どものことばで言いますと、振替所得の伸び方は、この六カ年においてこうあるべきだというふうな、総合的計画はこの文章の本体に載っておりますので、それをもとにいたしまして、それを母体といたしまして、私どものほうでは各般の計画を進めていまして、その中でも小さい分野におきまして、これはまたその中の一省一部門として六カ年計画をつくったほうがよろしいと思ふものにつきます。たとえば社会福祉の施設などがございまして、これは身体障害者の施設もございまして、あるいはこれから大きな課題になつてまいります老人に對する施設もございまして、保育所等々、児童に對する施設などもございまして、そういうものは物理的な施設でありますから、これは新経済社会発展計画を具現するために、その分野における六カ年計画をつくったほうがよいと思ふものはつくつてまいるつもりでございますが、たとえば年金の部門というふうなことになりますと、これは年金が出発したばかりでございますが、まだ成熟してない段階において、つまり年金制度が実効をもたらない現在において六カ年計画をつくるといふことは、事態と合わない面がございまして、そういう面は特に五カ年計画をつくらないうで、この新経済社会発展計画において計画したそのものを厚生省の政策の鏡として、基本としてやつてまいり、こういうことに相なると思ふいます。

○柏原ヤス君 重ねて申し上げるわけですが、抽象的なことで終わらずに、やはりここにありますように、その拡充を計画期間中の急務としてい

る、しかも心身障害者ということを具体的に取上げておられますが、こういう点については、ぜひ今後具体的な計画を示していただきたい。先ほどのコロニーの問題も出ておられますが、建物は一応建てても、その基本体系というものはできてない。こういうことでは、結局膨大な予算をとつてつくったコロニーも、やはりその効果を十分にあらわすに終わつてしまふのじゃないか。また、先だって秩父学園を見てまいりました。その頭で考えてもおりますが、あれだけ有名な歴史と伝統を持った秩父学園が、現在、国立であるにもかかわらず、非常に情けないような内容である。私は見てまいりました。研究所もつくりたいと前々から考えられていたのに、その研究所がいつできるか見通しがついていない。また、職員の問題なども、いろいろな要望があつてもそれが取り上げられていない。いまでも、こうした心身障害者に対する厚生省の態度も非常に冷たい。この考えましたときに、もっと責任のある計画的なものをはかり立てていかなければ、月日がたた流れるばかりで、責任者の厚生省としても、たまた努力しますとか、考えておりますとかいふ、そういうおざなりな態度で進んでいってしまふんじゃないか、こう思ふので、やはりちゃんとした五カ年なり六カ年の計画を立てることが着実に結果を出していく一つの大切な方法だと思ふので、そうした計画をぜひ立てていただきたい。こういうことを心からお願ひするわけでございますが、大臣からもう少しそうした点で積極的な喜ばしい御返事をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(内田常雄君) 柏原先生の御激励、まことに私もありがたく思ひます。この心身障害者あるいは精神者の施設なども、なかなか世の中の理解が得がたい時代もありましたが、最近はおかげさまで高崎のコロニーをみんなが協力してできるような時代になつてまいりました。この理解が深まった結果であると思ひまして、私も

も、非常に仕事がいやすくなつてきているような情勢にあるわけでございます。そこへもつてきて、今度の新経済社会発展計画というものが出されることになりましたので、これはまことにいい機会だということで、私どものほうで、いま先生が御指摘になつたような社会保障の充実と、特に社会福祉部門の改善というふうなことをよくいふたつてくれということで、こつちからお願ひをしてこつちのほうをつけていただいたということ。これは実は厚生省が批判されたり、叱られていたのはなしに、私どもの熱意がここにあらわれたと、こういうことでございまして、どうかそれは御理解をいただきたいと思ひます。でありますから、せつかくこういう土台ができたわけでございますが、医療保険の部門もあれば年金の部門もあり、老人の部門もあり、児童福祉の部門もあり、またこうした心身障害者の部門もございまして、いろいろな分野がございまして、その中の分野で五カ年計画、六カ年計画が立ち得るものはもちろん立てまして、そうして政府の中でこまごま画策をいたしてまいりつゝございまして、どうぞそのことを御了承の上、この上にもひとつ御激励やら御協力をいただきたいと存じます。

○柏原ヤス君 心身障害者、心身障害児の問題は、特に発生予防が大事である。この発生予防のためには母子保健法というものができておる、こういうお話でございますが、その母子保健法というものの對して少しお聞きしたい点がござい

る。と、こう述べてございまして。未熟不備、不徹底だ、こういうふうな回答されておりますが、政府はこの母子保健法を充実強化するために改正案を提出するお考えがあるかどうかお聞きいたします。

○政府委員(坂元貞一郎君) 仰せのように、昭和四十年、母子保健法が制定されたわけでございますが、自來、今日までこの母子保健法というものが非常に当面の重大な施策として、厚生省としては、力を入れてまいつてきています。厚生省としましては、心身障害の問題にいたしましては、先ほど来からお話がありますように、その基本は、やはり母子保健対策というものを、もつとも強化徹底する、これは当然のことでございます。私どもとしましては、この法律が制定されてより今日まで、この母子保健法に基づきまして各種の施策というものを逐年充実し、向上させてきています。わけでございます。これは御存じのように、未熟児の養育医療にしましては、あるいは先天性の代謝異常児の医療給付の問題にしましては、あるいは特に健康診断というふうな問題につきましては、四十五年度予算等におきまして、相当大幅な飛躍的な拡大をはかつたわけでございます。でありますので、やはりこの母子保健対策というものを、もつとも今後充実強化していくような基本線を今後貫いてまいりたいと、かように思ひつゝでございます。いまお尋ねの母子保健法というものを、もつとも大局的な立場において、早急にこの法律改正をすべきじゃないかという御意見でございますが、私どもとしましては、やはり法律改正といふことも大事でございますが、母子保健の各般にわたる諸施策というものをやはりもつとも強化していくと、そして内容を充実していくというところが一番当面の急務でございます。で、そういうふうなことは、今後の情勢の推移等を十分勘案して検討を重ねていきたい、かように思つていまして、このお話を、いまある母子保健

法というものを土台にしてその充実をはかってきたと、特に四十年以後今日まで努力し、充実をはかってきた点——特にこういう点はやってきたという点を少し聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先ほど申し上げましたように、現在の法律の中に盛り込んでおります各般の施策というのがあるわけでございしますが、特に、その中で、私どもとしまして、一番重点を入れてきておりますのは、何といひましても妊産婦及び乳幼児等の健康診査の徹底管理でございます。この健康診査というものを妊娠中にもっとも国民的基礎において、全国的規模において徹底をしていくと、これがやはり母子保健の最大のポイントだろうと、かように考えまして、今日まで力を入れてきていっているわけでございます。

それから、もう一つは、やはり発見されました異常児等につきまして早期に治療なり、療育を加えると、このことがやはり重要なことでございします。そういうことからしまして、未熟児等の養育医療なり、あるいは先天性代謝異常児の医療の給付なりというようなことを片方において強力に相進めているわけでございます。

それからもう一つは、いわゆる妊産婦等に対する保健指導、こういうものにつぎまして、いろいろな施策を今日まで逐年伸ばしてきていっている、こういうようなことがあるわけでございます。

それからもう一つは、母子健康センターというような農村地域における重要な役割を果たしている施設がございしますが、このような施設というものもを逐年数をふやしながら、その運営というものを全きを期するように改善を加えてきていっている、こういうような点が母子保健対策のおもな内容でございます。ただ、それ以外にももちろん発生予防のための各般の研究、こういうものはこの母子保健対策の一環として、これまで力を入れて重点的に進めてきていっている、こういう事情もあるわけでございます。

○柏原ヤス君 いまお聞きしますと、こういう点、こういう点と列挙されて努力してきたとおっしゃっておりますが、健康診査なども、私は、努力してきたにはあまりにも現状が不十分じゃないか。母子健康センターのことについても聞きしように思っておりますが、これなども決して努力されているとは思ひませんが、そういう点は後ほどお聞きいたしますが、厚生省によつてやる以外にないこうした問題はしつかりやっていただきたい、こういうふうな思ひ方があります。

この答申の中に未熟不備、不徹底な点が多いと、こういうふうに出ておりますがどういふ点が未熟で、不備で不徹底なのか、お考えになつていられる点を少しおっしゃっていただきたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) この法律案を社会保険制度審議会に諮問いたしましたのは、御存じのように、昭和四十年でございします。したがひまして、自來五年間たつていっているわけでありまして、この五年間に、先ほど申し上げましたように、諸種の改善なり、充実がはかられていっているわけでありますが、昭和四十年当時におきまして母子保健法をつくりました時点におきましては、確かにまだ法律の内容は、かりに整つたといひまして、いま取り上げました健康診査等の問題につぎまして、ごく一部の階層だけに健康診査を公費でめんどうを見ようというふうな、そういうふうなかつこうになつていいたと思ひます。それが今日におきましては、特別な高所得者を除きまして、大体全妊婦について公費で健康診査を実施する、こういうところまでできていっているわけでありまして、そういう健康診査の問題、妊産婦、乳幼児等の保健指導、このような問題につぎまして、当時、昭和四十年ごろにおきましては十分な予算措置もとられていなかった。したがひまして、そういう点がやはり不備だ、不十分だ、こういうふうな指摘された点であるうと、かように思つていっているわけでございます。

○柏原ヤス君 わが党としましては、現在の母子保健法は非常に問題が多い、ぜひ改正案を必要とするものであるという立場から、先般、本委員会でも改正案を提出いたしました。この点についてどうお考えになつておりますか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先般の委員会で公明党の提案の母子保健法の一部を改正する法律案の提案理由を私も聞かしていただいたわけでありまして、この中に、現行の母子保健法にありま諸種の施策というののに対する大幅な国庫補助等を、いわゆる公費の負担等を入れるような形の法律案のようでございます。私どもとしましては、先ほど来から申し上げておりますように、母子保健事業の重要性にかんがみまして、母子保健の各般の御指摘になつていられる問題点については、内容を充実し、そして体系を整備していく、こういうような努力をいたしたい、従来もそのような努力をいたしてきたわけでありまして、今後この母子保健対策というものが非常に重要な問題点になつておるわけでありまして、そういうような方向で母子保健対策というものを力を入れていきたい、こういうふうな考へていっているわけでございします。

○柏原ヤス君 心身障害者及び心身障害児を考へますときに、予防対策というものをしなければ、これを積極的にいよいよ持つていく道はないと、こう考へます。中でも先天的な障害児として脳性麻痺の子供がたくさんおりますが、この原因を厚生省はどう考へていらつしやるのでしようか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 心身障害の発生の原因等につきましては、まだわが国の医学の現在の水準におきましては、明らかでない点が多分にあることは御承知のとおりでございます。したがひまして、私どもといたしましては、先ほど来お話が出ておりますように、そういう面の研究を鋭意進めてきていっているわけでありますが、御存じのように、心身障害の発生の原因としましては、いわゆる先天性のものが、遺伝を含めまして先天性のもの、この一つでございます。それから出産周辺期の障害によるものが第二のグループでございます。それからいわゆる後天性の障害によるもの、こういう三つの原因に分かれるかと思ひますが、学者の間におきましては、遺伝性を含む先天性のものと、大体障害児の三割ぐらひがこれに該当する。それから二番目の出産周辺期の障害によるものと言われる理由によるものが大体一割、こういうふうな言われる学者があるわけでありまして、いづれにいたしましても、この遺伝性を含む先天性の障害というものが大体三割前後、あるいはもっとあるかもしれないが、そのようなものになつていっていることは当然推察されるわけであります。そのうち、そういう先天性のもの、それから二番目の出産周辺期の障害、こういうところにはほとんどの障害原因がたまつていっているわけでありまして、そういうようなところに今後焦点を絞りまして、先ほど来の調査研究といひますか、研究体制を今後整備してまいりたい、かように思つていっているわけでございします。

○柏原ヤス君 わが国の妊産婦や乳幼児の死亡率が、先進国に比べて非常に高いようですが、その実態はどうなつておりますでしょうか。また、死亡の原因は何であるかということをお聞きいたします。

○政府委員(坂元貞一郎君) 妊産婦、乳幼児の死亡率のお尋ねでございますが、御案内のように、乳幼児の死亡率から申し上げますと、これは近年非常に著しく減少をいたしております。国際的に見ましても、やはり先進国と申しますか、いわゆる低死亡率の国々のところまでもう下がつてきております。参考までに申し上げますと、日本の場合におきましては乳幼児死亡率出生千に對しまして一五・三%でございます。アメリカ等におきましては二・七%、イギリスが一・八・三%ということ、乳児の死亡率というものは、国際的に見ましても非常に低いところまで下がつてきているといふことが言えるわけであります。

それから妊産婦の死亡率につきましては、乳児死亡率と違ひまして、残念ながら欧米諸国の先進国と比べまして非常に高いということになつております。最近の傾向としては、少しずつ死亡率

が低下してきておりますが、それにいたしまして、もわが国の場合は、昭和四十年を基準にしますと、出生十万人に対して八七・六％、アメリカが三一・六％、イギリスが一八％というところで、アメリカ、イギリス等から比べますと、非常に死亡率が高いところにあるわけでありまして、ただ、四十一年、四十二年、四十三年となりまして、逐次の妊産婦の死亡率は低下してきております。わずかずつではあります、四十三年の場合は六七・五％というところまで低下してきておるわけでありまして。

そこで、妊産婦の死亡率がこのように高い原因はいろいろいわれておりますが、やはり妊産婦中毒症あるいは出血というところに大きな原因があるというところが専門家の間にいわれているわけでありまして。そういう妊産婦中毒症あるいは妊婦の糖尿病対策、こういうような点がこのような死亡率を高くしている有力な原因だということで、私もこの母子保健対策の重要な一つの対策として、糖尿病なりあるいは妊産婦中毒症の対策を従来からやってきていることは御承知のとおりでございます。

○柏原ヤス君 妊産婦に対する救急対策がどのようになされているか。それがなされていけば、まだこの死亡率を低くすることができるとは思えないか。また出産周辺期にやはり心身障害者ができる原因があると、こういうふうに考えられますが、そうしたことを考えました上で、一例ではございますが、母子救急センターをつくってはどうか、こういう意見を持っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 異常出産というものが非常に件数がたくさんあることも御承知のとおりでございますが、いま柏原先生御提案の、母子のそういう救急センターというような構想も一部にあるようにございます。私も少しもして、も従来からそういう構想に近い考え方でいろいろ検討を進めてきておりますが、まだまだ若干考え方が未熟な点もございますので、今後、こういうよう

な救急センターというような点につきまして、さらに検討を進めまいりたい、かように思っているわけでございます。

それから、恐縮でございますが、私先ほどの答弁で、妊産婦、乳児の死亡率の国際比較につきまして出生十万人に対して八七・何％というふうなパーセントで申し上げましたが、これはすべて人数の間違ひでございますので、訂正させていただきます。

○柏原ヤス君 こうした母子救急センターのようなものをつくるということについて、厚生省としては積極的に今後研究をし、その実現をはかつていただきたいと思います。この実現をはかつていただくという点については、これからつくるという母子救急センターのようなものは、今後の期待ですけれども、現在できております母子健康センター、これも先ほどのお話のように、努力してきたという一つの点ではございますが、現在のどのような現状になつておられますでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 母子健康センターにつきましては、実は、母子保健法の中に規定がございまして、昭和三十三年からスタートをしてきておりました。昭和四十三年度からスタートしてきておりました。昭和四十三年度末におきましては、全国に五百六十カ所というところまできておりますが、これは法律にもございまして、市町村が経営設置の主体でございまして、そういうような母子保健事業のおくれているような市町村、分べん施設の利用の困難な市町村、そういうようなところを重点として、今後毎年増設を計画的に進めていきたい、かように思っております。

○柏原ヤス君 この必要数はどのくらいにお考えでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 実は、まだそういう長期的な必要数というふうなものについて確たる資料を持っておりませんが、これは先ほど申しましたように、市町村が設置の主体でございまして、母子保健事業がおくれているというところを重点的に整備していつているわけでありまして、大体毎年三十カ所から四十カ所前後のものを新たに一つづつしておりますので、大体今後もういうようなペースでいくということに相なるうかと思っております。片一方、御存じのように、これは医療法によりまして助産所というふうな性格も持っているわけでありまして、そういう助産的な機能というものが非常に重要になってきております。いわゆる施設内分べんというものの普及率というものが非常に高まってきておりますので、施設内分べんというふうな数字になっておりますので、この母子健康センターにつきましても、そういうような現実を踏まえまして、今後やはりある程度増設を進めていくと、こういうふうな必要があるかと考えているわけでございます。

○柏原ヤス君 何年くらいで充実しようとしていらっしゃるのか、こうした整備計画がおりであるかどうかお聞きいたします。

○政府委員(坂元貞一郎君) 具体的な整備計画というのは実はまだ持っておりません。しかしながら、いま申しましたように、毎年三十カ所なり四十カ所程度のものが各市町村等においてつくられておりますので、そういうふうなところを大体の目標にしまして、今後逐年ふやしていきたい、かように思っております。

○柏原ヤス君 子供は毎年ほとんど生まれてまいりますので、のんびりやっていたのではやはり心身障害の問題は解決しない、こう思いますので、ぜひこういう健康センターもどんどんつくっていただきたい、こうお願いいたします。

この母子健康センターの運営の予算について調べてみますと、全然とられておりません。そういう点が円滑な実施がなされない一つの原因ではないかと思っております。これはいかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 確かに、現在、母子健康センターにつきましても、整備費につきましてお手伝いをしていただいておりますが、いわゆる

の運営の経費等につきましては、昭和三十八年度から特別地方交付税によつて若干のお手伝いをして、こういう状況になっております。この一カ所当たりの単価でございますが、昭和四十三年度からは大体五十万円程度を交付税の計算の中に計上をして、こういうことに相なっております。

○柏原ヤス君 母子保健法として国で制定したこの法律の中で、特にこういう点は努力していると厚生省でおっしゃっているその一つである母子健康センターというものは、やはりもっと運営費を義務づけてやらなければならないのではないかと、国が補助金として出すべきではないかと、こう思います。わが党としても、その改正案の中に具体的、国では十分の八、都道府県では十分の一、市町村で十分の一を負担するように明記しておりますが、そのようにすべきではないかと思っております。この点いかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 母子健康センターの職務といたしまして、役割は、御存じのように、市町村における妊産婦なり乳幼児のいろいろな相談あるいは保健指導をやる一方、助産の施設というふうな機能も持っているわけでありまして、先ほど申し上げました地方交付税、特別交付税の中で計上されておりますのは、この保健指導なり相談等の費用が一カ所当たり五十万円という計算で入っているわけでありまして。私も少しもしては、今後とも地方交付税のほうの単価というものを逐年やはり増額する方向で努力いたすべきだ、こういうふうな考え方をしているわけでありまして、これを国庫補助の対象とするという点につきましても、やはり今後検討をいたしてみたい、かように思っております。何ぶんにもやはりこのような施設というものが片一方において助産の機能を持っておりますので、そういう助産の機能というものは、その面において一つの収入があるわけでありまして、そういうふうなものもあるわけでありまして、国庫補助の対象にするかどうか慎重に検討を要する問題であると、かように思っているわ

けでございます。

○柏原ヤス君 ぜい国が補助金としてこれを出して、いくように厚生省としてがらばって、また実現をしていただきたいと、こういうふうに思っています。

次にお聞きしたいことは、健康診査の問題でございますが、この妊産婦、乳幼児の健康診査について昭和四十五年度の予算ではD1階層まで引き上げられましたが、大部分はこの健康診査に要する費用については自己負担になっております。これの対象をD1階層だけにするのはなくして、全部の妊産婦、乳幼児までに拡大してはどうか。わが党でもこれを主張しておりますが、厚生省としてはいかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 妊産婦の健康診査につきましては、従来から保健所において実施する分につきましては、大体全員無料で実施してきたわけでありまして、昭和四十四年度から保健所以外の一般の医療機関においてやります一般健康診査等につきましては、これは低所得者といえますが、ある階層以下の方々を対象にして実施してきておりますが、今年度、昭和四十五年度におきましてはこれを大幅に拡大いたしているわけでありまして、いまお述べになりましたように、D1というような階層までこれを拡大いたしておりますが、大体私どもの計算によりまして、D1階層までを公費でやるといことになりまして、全妊婦の大体八割近く、七割五分から八割近くの方がこの対象に入ることになります。したがって、七割五分なり八割程度の方がいわゆる公費で健康診査を受けられる、こういうようなところまで四十五年度予算におきまして増額をいたしたわけでありまして、今後とも、御指摘のように、妊産婦の健康診査というものがすべての問題の基本になるというふうな認識からいたしまして、この施設の充実につきまして努力をいたしたいと、かように思っているわけでございます。

○柏原ヤス君 母子保健法の第十四条の「栄養の摂取に関する援助」について、これは努力規定になっております。この実態はどのようなようになっておりますでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 母子保健法の十四条にいいまして、この栄養摂取に関する援助の規定は、確かに努力規定でございます。努力目標になっていくわけでありまして、これにつきましては、昭和四十四年度から実施をいたしているわけでありまして、逐年対象人員というものがふえてきております。ちなみに申し上げますと、昭和四十四年度におきましては一万六千人でございます。四十一年度におきましては八万一千人、四十二年におきましては十三万五千人、四十三年におきましては十六万九千人、大体こういうことで逐年対象人員というものがふえてきておりますが、なかなかこの点につきましては、PR等が非常に大事でございますので、そういう趣旨の徹底というものが片一方において並行して進められる必要があるわけでありまして、いま申しましたように、予算的にも、また実績もいたしまして、逐年ふえてきておると、こういう現状に相なっております。

○柏原ヤス君 このいまのお示しになった数は全体の妊産婦の中の何%に当たっておりますでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 大体私どもの計算によりまして、六%くらいだろうと、こういうふうになっております。

○柏原ヤス君 母体の栄養障害が障害児が生まれる原因になっているというところはやはり考えられる点でございます。そういう点から考えまして、やはりわが党の主張のように、全妊産婦、乳幼児に支給すべきではないかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) そのような目標をもちまして、従来からPRを片一方において精力的に進めながら、この栄養摂取の問題については私どもも努力を重ねてきております。今後といえども、できる限りこの栄養摂取の援助規定に該当する方々の対象をふやしていくように努力をいたしたい

い、かように思っております。

○柏原ヤス君 せんだって、秩父学園その他の施設を見てまいりまして、特に問題があるなと思つた点を少しお聞きしたいと思つています。

重症者のみを収容するところに働いておる職員は、精神的にも、肉体的にも非常な労働過重になつておると思つております。しかし、こうした人たちは非常に使命感に立って働いておられますので、希望を持たせてあげたい。その努力が結果にあらわれるようなそういう仕事になるようにするためには、いろいろふうが要だと思つておりますが、やはり重症者のみを収容するのではなくて、軽度の症状の者も一緒に収容するようにすべきであると思つておりますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 心身障害者の収容形態であります。確かに重度の方だけを収容するということと、それから中度と、そうでない中度なり軽度の方と一緒に収容するか、この点につきましては意見が分かれております。実は専門家の間でもどちらがよいのか、これは一がいに断定はできないかと思つておりますが、職員の側からの立場と、それから中に入つておられますという対象の児童の立場、こういう両方の立場からこの問題は考えるべきじゃないかと、私もはかばかしく思つておりますが、重度の方だけを収容するにつきましては、いろいろまた問題点もございまして、また片一方重度の方と、中度なり軽度の方と一緒に収容するということにつきましても、いろいろまた利害得失があるようございまして、もう少しこの問題は研究を重ねていきたいというふうに考えておりますが、秩父学園等におきましては、確かに先生ごらんになつておられますように、やはりあつては重度の精神薄弱児を対象にいたしておりますので、中で働いていただいております職員の方々もそれだけ非常に御苦労が多いわけでございます。であります。重度と軽度の方を混在するやり方がいかにどうか、これは一がいになかなか申しにくい点があるかと思つております。

○柏原ヤス君 精神関係の職員である児童指導員の養成について全国でただ一カ所のこの秩父学園で、年間二十人が養成されているようでございました。これは非常に少ないと思つたわけですが、聞いてみますと、入学希望者は百名ないし二百二十五名ぐらゐある。こんなに希望者があるのに、もつとふやせないものか、こういうふうに感じましたが、いかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 秩父学園にございまして養成所でございますが、御指摘のように、二十名を現在定員としてずっと今日まで養成をしてきております。ただ、これはいまお話しのように、保母なり指導員という方を対象にしてきておりますが、保母等につきましては、御承知のように、別に保母の養成機関というのがございますから、毎年毎年相当な養成所の卒業生もございまして、問題は指導員等のグループの方でございますが、こういう方につきましては、確かに現在の二十名というの希望者が非常に多いだけに、定員としては少ないというところは言えるわけでございますので、これは今後努力をして、定員の増をはかつていきたい、かように思つております。

○柏原ヤス君 聞いてみますと、宿舍の設備さえあればもつととれるんだというふうなお話でした。それで、こうした宿舍を建てるといふようなことを厚生省でしていただければ、こういう問題ももつと前進していくんじゃないか。とにかく建物は予算で建てられましても、職員をしつかり養成しておかなければ問題は解決しない、こう思つて、宿舍を建てるといふような問題について、何とか予算を組んで建てていただけたらと、こう思つていただいております。この秩父学園の問題ばかりじゃなくて、もつと厚生省が本腰を入れて、むしろ独自の養成所をつくる必要があるのではないかと、かように考えております。この点いかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 現状におきましては、確かに国立の養成所としましては、秩父学園の二十名だけでございます。そこで、先ほど来から御審議をいただいております国立の高崎にでき

ますコローニの場合に、そのような養成施設を
は設ける計画を持っており。したがっていま
て、高崎のほうにできますという養成施設とい
うものをできるだけ早く開設をいたしまして、そ
ういう方面の専門家の養成に当たりたい、かよう
に思っているわけでございます。

○柏原ヤス君 この児童指導員は、大学卒業後一
年間の養成実施期間で卒業するそうでございます
が、その間のインターンとしての待遇あるいは奨
学資金を与えてあげたい、こう思いますが、こう
いう考えは、厚生省としてはお持ちでしょうかど
うか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 指導員に関する限り
は、そのような計画は現在のところ持っておりま
せん。将来の研究課題といたしたいと、かように
思っております。

○柏原ヤス君 特殊な仕事でもあり、また今後ど
んどん養成をしなければならぬ。コローニなど
のりっぱな計画ができて、先ほどから申してい
るに、職員をしっかりとつくりたい、こうい
うことがさらに大事な問題だと思いたすので、こ
うした待遇、奨学資金を与えるというようなこ
とは、大した人数でもないのですから、厚生省と
してぜひやっていただきたい。また施設の宿舎をつ
くるその他研究所をつくるということは、すぐで
きなくても、通信教育などでその資格を与える
というようなことはできないものかどうか、この点
はいかがでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 通信教育等の制度を
導入する点でございますが、これは保母の場合も
同じ問題かと思いますが、このような保母なり、
指導員等の職員につきまして、通信教育という
ような考え方をいれるかどうか、この点につい
ては、従来からいろいろ議論が行なわれておりま
す。専門家の間におきましても、やはり資質を
向上する、むしろ専門職というような身分を確立
することが先決だと、もしそうだとすると、その
ような通信教育等によって資格を得るというこ
とはいささか問題があるのじゃないか、こうい

うな御意見も片一方にありますが、また一方にお
いては、保母なり、職員の方の絶対数が不足して
いるというような、そういう需給の問題からいた
しまして、ある程度やはり数を多く、そのような
職場に専門家の方を持ち込むようにするため
は、ある程度通信教育等のような考え方を導入す
べきじゃないかという意見と両方実はございま
すので、いま、これは私どものほうも研究をいた
しておりますし、また審議会等においても一つの
大きな研究課題として従来から検討をいたしてい
る、こういう状況になっております。

○柏原ヤス君 職員の宿舎の問題ですが、現在
はどのようになっておりますでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) お尋ねの趣旨がよく
理解できませんが、このような心身障害者の施設
等につきましては、設置主体が公立の場合もござ
いますし、また民間立の場合もいろいろあるわけ
でございますので、国立の施設たとえばごらん
いただきました秩父学園の場合においては、宿舎
を準備いたしているわけでありまして、あるいは
宿舎が足りないというようなことで、六畳一間に
二人ぐらゐ置いているというようなこともあるか
もしれませんが、私ももしましては、今回の国
立のコローニにつきましては、できる限り宿舎と
いうものについて不自由を与えないようにとい
うことで、すべて個室というような形で、大体、保
母、指導員等の方を含めまして八十八名分ぐら
いの宿舎を個室としていま計画を進めている、
かような事情でございます。

○柏原ヤス君 確かに六畳一間に二人が原則と
なっているようですが、こういう仕事に携わって
いる職員が帰ってきて部屋に休む場合に、一間
に二人いるというところは、非常に人間関係がう
まいかない、こういうようなことでやめていくよ
うな人も多いというのを聞きました。六畳に一
人とかあるいは四畳半に一人とかいうような個室
にこれは絶対すべきだと、コローニなどの新しい
施設にはそうしたことが取り上げられるようなお
話でございますが、現在の秩父学園などは、そ

した点は全く考えられていないことですが、
ぜひこういう点も改めていただきたい。そうした
お考えがあたりであるかどうか。新しいコロー
ニのほうはそういうふうにするというお話ですが、
古いほうはどうなんでしょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 秩父学園等の場合は、
いま申しましたような事情になっているようで
ございますので、職員の方の福利厚生施設という
のを充実するというような観点からいたしまし
て、今後努力をいたしてみたいと、かように思
っております。

○柏原ヤス君 通常の病院などと異なつて、精
児の施設、重症心身障害者などの施設においては、
深夜勤務が必ず一部屋に二人ということになつて
おりますが、事実二人になつておりません。こ
れは非常に手が回らないばかりじゃなく、危険な
ことでもあると思うのです。これは早急に解決す
べきではないか、こう思つてお聞きいたします。

○政府委員(坂元貞一郎君) 心身障害児施設一般
を通じて、中で働いていただいております職員
の方の処遇改善等につきましては、従来からも
いろいろ努力をしておりますが、まだ十分なこ
ろまでできておりません。したがって、今後と
いへどもこの職員の定数の増、それからまた職員
の方々の各種の給与の改善、こういう点につま
ましては最大限の努力をいたすようにいたしたい、
かように思っております。

○柏原ヤス君 ぜひその努力を早く実らせてい
だきたい、こう念願するわけでございます。

最後に、施設に入れない在宅の障害児、こうい
うものに対する対策はどうなっておりますでし
ょうか。

○政府委員(坂元貞一郎君) 従来は、ややとも
なつていまして、施設収容ということが非常に重
点になって、いま御質問のありました在宅者対策とい
うのも、実は一方において非常に大きな比重を持
つておる問題でございますし、今後、在宅者対策とい
うものは、私どもも、施設収容と並行しながら重

点的に内容を改善しながら整備をはかつていき
たいと、かように思つておるわけでございます。そ
こで、従来から在宅者対策としましては、いろ
ろ各方面にわたる施策というものを実施して
おります。たとえば福祉事務所なり、保健所等
の行政機関によりましていろいろな保健指導、こ
ういうのも一つの柱として実施してきておりま
すし、それから特別児童扶養手当というやうな、
いわゆる所得保障的な考え方の施策もつてきて
おりますし、また、先ほど来御質問がございました
養育費制度というやうな制度も今年から実施を
いたしているわけでございます。それからまた、
いわゆる各種の相談員、こういうやうな相談員を
年数をふやすなり、処遇を改善するなりいた
しまして、相談員制度というものを充実してきて
おるわけでございます。特に、従来からいへる
ホームヘルパー——家庭奉仕員という制度をや
つてきておりますが、重度の障害児等につ
きまして、四十五年度新たにそういうホーム
ヘルパーという家庭奉仕員の制度を予算化して
きておりますので、こういうやうな方法を各
般の問題として施策に具体化しながら、今後
も在宅者対策というものは鋭意充実をはか
つていきたいと、かように思つておるわけで
ございます。

○柏原ヤス君 そうした点を大いに努力して
いただきたいと思つております。その具体的
な問題として介護手当を支給するお考えは
あるかどうか。また、ホームヘルパーの
待遇はもとつと改善すべきではないかと、
こう思つております。

○政府委員(坂元貞一郎君) 介護手当とい
うことになりまして、いま私申し上げました
ように、特別児童扶養手当という制度がその
中かなり介護手当的な性格を持つておりま
すので、そういう制度がございまして、四
十五年の十月からは、これが二百円であ
つたものが月額二千六百円に増額される
というやうな改善もいま国会に提案を
上げております。
それからホームヘルパーの給与と申しま
すが、これも逐年改善をしてきて

おります。毎年わずかずではございますが、増額をしておるわけでございまして、今後もこのホームヘルパーの処遇につきましては努力を重ねていきたいと、かように思っております。

○柏原ヤス君 質問は以上でございますが、こうした一番日の当たらないところに、そうして対策のおくれております心身障害者あるいは障害児の問題については、どうか厚生大臣も積極的に御努力いただいて、明るい子供たちの生活を特に念願します。

○国務大臣(内田常雄君) 柏原先生からただいまはたいへんきめのこまかい御配慮や厚生省当局に対する御激励をいただきましたが、私は詳細に拝聴をいたしておりましたので、御希望が達せられますよう、私も十分努力してまいりたいと思えます。

○委員長(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめておきたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和四十五年四月十一日印刷

昭和四十五年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局